

もし、自分だったら

連日のように報道される交通事故。

皆さんは、その報道をどのように受け止めていますか？

「もし、その交通事故の加害者が自分だったら」。

明日のことは誰にも分かりません。

事故の加害者や被害者、遺族になる可能性もあるのです。

広報「おうむ」では、実際に事故の加害者となった人の手記を紹介し、

交通事故防止への込められた思いを伝えます。

命

平成20年9月、私は人として一番やってはいけないことをしてしまいました。何も関係のない人を殺してしまいました。飲酒運転という凶悪事犯で。

その日は、友人と夜8時くらいからお酒を飲み始め、次の日が休みということもあり時間に関係なく飲んでいました。朝方4時くらいにお開きとなり、代行で帰ることになりました。私は友人と一緒に帰っていたので、家の近くで降りしてもらいました。自宅まで歩いて帰る途中、当時付き合っていた彼女と話がしたくなり、電話でその日の出来事を話しました。話をしているうちにどうしても彼女に会いたくなり、駐車場に止めてあった自分の車に乗り込みました。

私は、「今から会いに行くよ」と彼女に言いました。彼女は、私がお酒を飲んでいるのが分かっていたので止めました。私は、「分かったよ」と言っただけで切りましたが、全然分かってはいませんでした。「今から行けばビックリするだろうな。それにこの時間帯なら警察もいないだろうし、これくらいの酒なら大丈夫だろう」と、自分勝手な思い込みと甘い考えでハンドルを握り、車を走らせました。車を走らせて間もなくすると、仕事の疲れと酒の影響で眠気に襲われ、ウトウトし始めました。私は、危ないなと気付いていながら、それでも窓を開けたり、頬を叩いたりしながら運転しました。「もう少しだから」と。一瞬視線が下に下がり「ハッ」と思っ前を見た時、車が目の前にありました。私は反対車線に飛び出していたのです。

私は、避けようとして途中でハンドルを切り、ブレーキを掛けました。しかし、避けることは出来ず正面衝突しました。衝突の衝撃は相当なものでしたが、私はシートベルトとエアバックのおかげで何とか体が動かせた状態でした。また、車のドアも開いたので私はすぐ車から降りて被害者の方の車に駆け寄りました。被害者の方の車は衝突の勢いで横転し、車の中で被害者の方はぐったりとしていました。「大丈夫ですか」と声を掛けても、全く反応がありませんでした。私は、急いで自分の車に戻り携帯電話で救急車と警察を呼ぼうとしたのですが見つからず、その場にいた方達に救急車と警察を呼んでもらうように頼みました。さらに、その方達が手助けをしてくれ、横転していた被害者の方の車を起こしてくれました。その間も被害者の方に声を掛け続けました。しかし、反応は全々ありませんでした。

その後、救急車と警察が来ました。被害者の方がまだ車内にいること、事故の状況や飲酒運転だったことなどを話し、私も病院へ運ばれ、検査、治療後逮捕されました。警察で事情聴取をされている間もずっと「とにかく命だけは助かってほしい。神様どうか相手の方を助けてください」と心の中で叫び続けていました。しかし、その祈りも届かず警察から相手の方が亡くなったと、その日の内に聞かされました。それを聞いた瞬間、頭の中が真っ白になり、「自分は人としてやってはいけないことをしてしまいました。何も関係のない人の命を奪ってしまった」と申し訳ない気持ちでいっぱいになり、ただ泣くことしか出来ませんでした。自動車運転過失致死及び道路交通法違反が私の罪名です。懲役2年6月の判決が下りました。

私は今、市原刑務所で受刑生活を送っています。日々、自分自身と向き合い、反省し、被害者の方、ご遺族の方への謝罪の思いで生かさせていただいています。事件の直後から拘束され、手紙での謝罪しか出来ていません。出所後、被害者ご遺族の元へ行き、誠意ある謝罪をしたと思っと思っています。私の身勝手な行動で被害者の方、ご遺族、周りの方、その他大勢の方々へ一生消えることのない、消すことのできない深い傷を負わせ、大変な迷惑も掛けてしまいました。何が償いになるのか分かりませんが、ご遺族の気持ちを考え、自分に出来る精一杯の償いを自分の生涯を掛けていきたいと思っます。自分のしたことは、殺人と一緒にだと思っます。決して許されることではありません。

H・S 会社員(26歳)

【東京都交通安全協会「讀みの日々」より】

最後に、③行政責任は、治安維持のために行政官庁が課することになる法的責任のことをいいます。今回の事案では、加害者は、点数によって処分内容は異なりますが、反則金を支払わなければならないことになり、免許停止、免許取消などの処分を受けることとなります。これらの処分は刑罰とは異なるものです。

このように交通事故が起きると、被害者に辛い思いをさせるだけではなく、加害者が大きな責任を負うことにもなります。特に冬場は路面の凍結などで事故が起こりやすいです。くれぐれも交通事故が起きぬよう慎重に運転してくださいね。

今月の担当



長岐 和恵 弁護士
流氷の町ひまわり基金法律事務所



～ お知らせ ～

2月16日(金)は助産師講話「タッチケア」を行います。参加申し込みは保健福祉課保健係(84-2023)または、子育て支援センターまで。2月22日(木)は「乳児相談」を行うため午前利用はできません。

冬になり毎日のように交通事故のニュースが流れるようになりました。交通事故のニュースを見ると、辛く悲しい気持ちになります。交通事故は予期せずに起こってしまうものであり、どのような方であっても、交通事故の被害者・加害者になる可能性があります。そこで、今回は交通事故の加害者が負う法的責任について考えてみたいと思います。

交通事故の加害者が負う法的責任は3つあると言われています。①刑事責任②民事責任③行政上の責任です。ご存知でしたか?よく3つの責任を混同してしまいがちなのですが、別々に考えた方が良い場面も多くあるので、ぜひ知っておいてください。

たとえば、普通自動車の運転者が、不注意で赤信号を見落としてしまい、横断歩道を歩行中の歩行者と接触し、歩行者が全治1ヶ月の怪我

を負ったという事案があったとします。

この場合、まず過失運転致死傷罪(自動車運転処罰法5条)という犯罪を犯したことに對して刑罰(7年以下の懲役または禁固もしくは100万円以下の罰金)を受けなければなりません(事故態様によっては別の罪に問われることもあります)これが①刑事責任に当たります。次に、②民事責任というのは、損害賠償責任のことをいいます。

この事案の場合、自動車を運転していた加害者が被害者である歩行者に対して、被害者が負った損害について賠償する責任を負います。たとえば、被害者が全治1ヶ月の怪我を負っているため、治療費や通院交通費、慰謝料、怪我で仕事を休まなければならないなどであったのであれば減収分、後遺症が残った場合は後遺障害に関する損害などについて、加害者は賠償しなければなりません。

無料法律相談会(事前予約制) ☎ 0158-26-2277
3月6日(火) 13時~16時 地域交流センター2階会議室

子育て支援センターだより

子育て支援センター(若草保育所内) ☎ 84-4366

寒さも一層厳しくなりましたがいかがお過ごしですか?

この時期はインフルエンザや胃腸炎の流行が聞こえ、つい家に閉じこもりがちになりますが、子どもも大人もそれでは心が元気になりません。マスクの着用、手洗いうがいの徹底など家族で予防対策をしっかり行っただけで、冬ならではの体験を楽しみましょう。

保育所開放のご案内

家庭育児中の保護者の方とお子さんを対象に保育所開放を実施します。

保育所での遊び、集団生活の雰囲気等を是非この機会に、お子さんと一緒に体験してはいかがでしょうか。どうぞ気軽に参加してください。

日程 第1回 2月8日(木) 第2回 2月20日(火)
時間 9時30分~11時

※申込みは不要です。当日、当センターで受付してください。
※上靴を持参し、保護者同伴でお越しください。
※途中から参加する場合は、来所時に職員へ声をかけてください。